

保健福祉だより

7月

児童手当『現況届』をお忘れなく

児童手当の支給を受けている人は、6月30日(水)までに「児童手当現況届」を役場住民課窓口へ提出して下さい。

この届けは、毎年6月1日における現況を記載し、児童手当の支給を引き続き受けるためのものです。

この届けの提出がないと、6月以降の手当の支給が受けられなくなることもあります。

この届けの提出して下さい。6月以降の手当の支給を受けたままになります。

児童手当の受給資格のある人で、まだ手当の支給を受けない人は、認定請求をして下さい。

また、他の市町村に住所変更

児童手当の支払事務の電算化に伴い、支払金融機関を次のとおりに限定させて頂いておりますのでお願いします。

◎お願ひ

児童手当の支払事務の電算化に伴い、支払金融機関を次のとおりに限定させて頂いておりますのでお願いします。

・第四銀行月潟支店
・卷信用組合月潟支店
・越後中央農協月潟支店
・新潟中央銀行白根支店

※平成11年6月分より、所得制限限度額が左のとおり変更になります。

・第四銀行月潟支店
・卷信用組合月潟支店
・越後中央農協月潟支店
・新潟中央銀行白根支店

平成11年度児童手当所得制限限度額表(単位:万円)		
扶養親族等の数	所得制限限度額	(指定金融機関)
	児童手当	特例給付
0人	170	361
1人	208	399
2人	246	437
3人	284	475
4人	322	513
5人	360	551

老人扶養親族がある場合には、1人につき6万円を加算する。

不明な点は、役場住民課までお問い合わせ下さい。

知っていますか 法律扶助

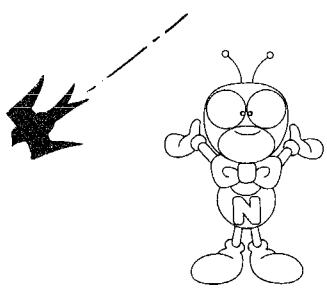
「弁護士を知らない」「裁判費用がない」などの理由で、裁判を起こすことのできない人のために、法律相談や裁判費用の立て替えを行う制度。被害者本人に十分な経済力がなく、勝訴の見込みがあるという条件を満たす場合、扶助を受けることができます。詳しい内容は、下記までお問い合わせください。

財団法人 法律扶助協会本部

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14F
TEL 03-3581-6941 FAX 03-3581-6943

繰上げ支給の減額の割合

繰上げ請求した年齢	減額の割合
60歳	0.42
61歳	0.35
62歳	0.28
63歳	0.20
64歳	0.11



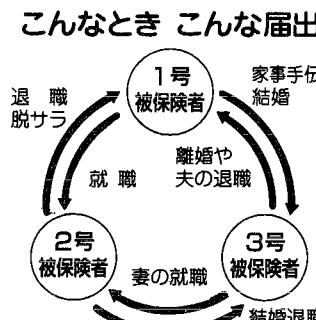
よく考えて!
年金コーナー

よく考えて!
國民年金の
繰上げ請求

よく考えて!
その取消しや変更は出来ません。
よく考えて!
障害者となつた場合でも、障害基礎年金は受けられません。
よく考えて!
婦年金が受けられません。
よく考えて!
65歳前のお歳暮厚生年金(退職共済年金)が受けられません。
よく考えて!
繰上げ請求をした後に会社に就職し、厚生年金に入したときは、老齢基礎年金が支給停止されます。
よく考えて!
65歳前のお歳暮厚生年金(退職共済年金)は65歳まで、老齢基礎年金とどちらか一方を選ぶことになります。
よく考えて!
これを繰上げ請求といいます。
よく考えて!
この場合、年金額が減額される等次のような不利な点があります。
よく考えて!
老齢基礎年金の支給開始年齢は、65歳とされていますが、本人が希望すれば60歳から64歳の間でも年金を受けることができます。
よく考えて!
生涯この減額された年金を受けることになります。

よく考えて!
繰上げ請求は、よく考えてからにしてください。

年金を受けている人が亡く速やかに届出しましよう!



老人保健コーナー

平成11年度の臨時特別措置として老人保健制度加入者の皆さんのが、薬剤の支給を受けた場合に医療機関(院外処方せん)が発行されたときは、保険薬局に支払うこととされている薬剤一部負担金は、平成11年7月1日より、国が皆さんに代わって支払うこととなります。

ただし、外来の診療に関する一部負担金(一日につき530円)は、従来どおり医療機関へ支払うことが必要です。

年金を受けている人が亡くなつた場合は、年金に関しての死亡の届出が必要です。年金を受けている人が亡くなると、年金を受ける権利がなくなりますが、死亡の届出がないと、亡くなつた後も引き続き支払われてしまい、後

年金を受けている人が亡くなつた場合は速やかに死亡の届出をしてください。年金を受けている人が亡くなつた場合は速やかに死亡の届出をしてください。

70歳になつたら
老人保健制度
で医療をうけることになります。

♣ クローバー教室

27	6	日曜	機能訓練内容	対象
火	火	結果指導会	幼児歯科検診 希望者は、フッ素サホライド塗布あり	妊娠届をすました方
午後1時30分から	午前9時30分から	午後1時30分から	3歳児健診	脳卒中およびその他後遺症者
午後1時30分から	午前9時30分から	午後1時30分から	午前9時30分から	平成8年4月1日～7月31日生まれ
午後1時30分から	午前9時30分から	午後1時30分から	午後1時30分から	会場